

障発0329第20号  
平成25年3月29日

都道府県知事  
各指定都市市長殿  
児童相談所設置市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公印省略)

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行により、関係通知を下記のとおり改正しましたので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本法の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

#### 記

- 1 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成24年3月20日障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について  
別紙1のとおり改正する。
- 2 「障害児入所給付費等の入所給付決定について」（平成24年3月30日障発0330第15号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について  
別紙2のとおり改正する。
- 3 「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月30日障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について  
別紙3のとおり改正する。